

## 1. 自主財源を増やすための債権回収施策について

自治体における債権回収は、そのまま自主財源に結びつくことから、重要であります。「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」が平成12年4月に施行され、地方自治体はより自主的・自立的財政運営を行うことが求められています。平成19年度からは大幅な地方への財源移譲もあり地方税収の占めるウェイトはますます重くなっているといえます。

本市においても国民健康保険税を含む市税滞納、市営住宅使用料滞納など様々な滞納事例を聞いております。行政が行う回収が十分に機能してこなかったことも原因の一つであるかもしれません。しかし、このような状況を放置すれば、納税者の地方税に対する不公平感は増大し、地方行政への信頼を著しく損ねることとなります。市町村では徴収専門職員が不足していたり、人事異動などにより徴収の専門知識やノウハウが蓄積されなかったり、滞納者との距離が近く差し押さえ処分がやりづらいなどの理由でなかなか回収が進んでいないようです。

そこで質問として、本市の過去3年間の市税、国民健康保険税、市営住宅使用料の収入未済額等の推移と、滞納整理にあたり滞納処分等を実行しているかどうかについてそれぞれお伺いします。

社会経済情勢の変化に伴い、地方税の滞納事案は年々広域化・複雑化しており、このため、処理困難事案が急増してきています。団体により程度差はあるものの、地方税徴収組織が、共通して抱える問題であるところ、市町村の収入未済額の縮減を図るためには、市町村が単独で取り組むよりも広域的な徴収体制を整備し、専門的な滞納整理を行う方が、より効率的であると考えられることから、茨城県では全市町村を構成団体とする「市町村税の徴収のための地方自治法第284条第2項」の規定に基づく一部事務組合「茨城租税債権管理機構」を、また、三重県や和歌山県においても地方税に関する債権回収機構を広域的に組織しており実績を上げているようです。

川口市では昨年末、役職職員までもが役所の外に出て債権回収に当たったとの様子を伺っており、大変なご苦勞があったかと思えます。債権回収を民間に委託するという方法もあろうかと思いますが、ここには地方税法による規制があり、現行法では、税の収納事務を民間に委託することはできても、徴収事務を委託することは許されていません。納税者についての重要な秘密情報が存在することや、差し押さえや公売等の強制執行である公権力行使を民間委託する

ことはなじまないとし、徴収事務に関しては地方公共団体の職員に限定しています。とはいえ自主財源である税収の確保は重要であり、埼玉県においても広域的な債権回収を目的とした機構を設置することが望まれます。

そこで質問です。埼玉県の徴収支援体制がどのようになっているかについてお伺いいたします。また、市として県に対して特に本市市税の徴収についてこのような取組の要望を検討するべきと思いますがいかがでしょうか。